

副 本

令和6年（ネ）第3513号 損害賠償請求控訴事件

控 訴 人 閲覧制限

被控訴人 東京都

被控訴人準備書面(1)

令和6年12月27日

東京高等裁判所第19民事部イ1係 御中

被控訴人指定代理人

小 松 弘 尚



同

秦 野 大 史



同

吉 村 征 紘



同

麻 生 達 士



被控訴人は、 署員による 警察署への控訴人らの同行、控訴人子からの2回の事情聴取、写真撮影及び訴外男性に対する控訴人母の連絡先の伝達（以下、本準備書面中においては「各行為」という。）に関する必要性、適法等について主張を補充するとともに（第1）、乙14号証の入電日時と作成日とが異なる理由及び110番処理簿の保存期間が1年であることの根拠について述べる（第2）。

略語については、本準備書面で新たに読み替えるもののほか、被控訴人の従前の例による。

第1 署員の各行為に係る補充主張

1 各行為に係る根拠条文

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする（警察法2条1項）。

本条の責務を達成するための活動には、国民の権利、自由を制限するものと、そうでないものがあるところ、国民の権利・自由を制限する活動は、その根拠となる法律又は条例の規定で認められた範囲内に限って行うことができ、これに対し、国民の権利・自由を制限しない活動は、本条の責務を達成する上で必要なものであれば、個別の法律の根拠がなくても行うことができる（警察制度研究会編・全訂版警察法解説52ないし57ページ）。すなわち、上記責務の達成に必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであつて、任意手段として必要かつ相当な手段と評価される範囲で適法と認められるものと解される（最高裁昭和55年9月22日第三小法廷決定・刑集34巻5号272ページ）。

しかるところ、 署員による各行為は、いずれも国民の権利・自由を制限しない活動、すなわち任意手段によって行われたものであるから、これらが上記警察の責務を達成する上で必要であり、かつ、相当な手段・方法によって行

われたものである以上、責務規定である警察法2条1項に基づき適法なものであって、他に個別の法律の根拠がなくても違法と評価されるものではない（なお、上記責務のうち「個人の生命、身体及び財産の保護」のための活動の多くは、指導、助言、情報提供など、何らの強制力も伴わないものとして行われている（前掲警察法解説53ページ）。）。

2 控訴人らに対する事情聴取は必要かつ相当なものであったこと

■署員が控訴人らから事情聴取を行ったことが国賠法上違法なものでないことは、被告準備書面(1)第3の2(1)ア及びイ、被告準備書面(5)第2の1及び2、一審被告準備書面(7)第3の2(1)ア及びイにおいても述べたとおりであり、原判決の判断にも誤りはないが、上記1を踏まえ、この点について更に主張を補充する。

本件において訴外男性が訴えた内容は、本件滑り台上において訴外子が控訴人子に胸付近を蹴られたというものであり（■2ページ、■2ページ）、その訴えに係る事実を否定すべき証拠は存在しなかった。そして、本件滑り台は、原判決が判示するように、「階段、踊り場、滑り面で構成されており、本件滑り台の踊り場の高さは約156センチメートルであることが認められ、これらの事実からすると原告子（引用者注：控訴人子）が訴外子を上記の態様で蹴ったとすれば、訴外子において本件滑り台の階段の最上段付近から転落して大きな傷害を負うおそれがあったものといえる」（原判決38及び39ページ）し、不特定多数の幼児が同時に利用することが想定される環境であって、保護者が適切な監督を怠れば、幼児同士の意図しない接触により、幼児が転落して負傷するなどといった不測の事態が生じ、予期しない事故により個人の生命又は身体に重大な結果を招く危険性があることも否定し難い。

そうである以上、個人の生命、身体及び財産の保護に任ずる■署員においては、当事者双方が責任能力のない子供であるからといって何らの関与をしないということはできず、控訴人子とその保護者である控訴人母から当時の状況

を聴取するなどして可能な限り事実調査を尽くした上、当該訴えに係る事実が明らかに認められるのであれば、控訴人母に対し、今後、控訴人子を遊ばせる際には控訴人子から目を離さず適切な監督を行うよう指導、助言をすることを含めたしかるべき措置を執るべき職務上の必要性があったというべきである。

そして、防犯カメラ映像などの客観証拠や当事者以外の目撃者の供述等も得られなかった本件において、事実確認のために控訴人らから事情聴取を行うことが合理的な方法であったことは自明であるところ、これまで述べてきたとおり、控訴人らに対する事情聴取は任意手段によるものであることはもとより、何ら不相当な方法によって行われたとは認められない。特に、幼児である控訴人子から話を聴くに当たっては、優しく話しかけるなど相応の配慮をしてこれを行うべきところ、■■■■署員において、このような配慮を欠く対応をした状況も存在しない。

したがって、■■■■署員が訴外男性の訴えに係る事実調査の一環として、控訴人らから事情聴取を行ったことは、警察法2条1項の趣旨に照らし許容されるものである。

3 ■■■■警察署への同行は必要かつ相当なものであったこと

■■■■署員が控訴人らを■■■■警察署へ同行したことが国賠法上違法なものでないことは、被告準備書面(1)第3の2(1)ア及びイ、被告準備書面(3)第2の1(1)及び(3)、被告準備書面(5)第2の1、一審被告準備書面(7)第3の2(1)アにおいても述べたとおりであり、原判決の判断にも誤りはないが、上記1を踏まえ、この点について更に主張を補充する。

本件において、事案の当事者である控訴人らから事情聴取を行うことが、警察の責務を果たす上で必要であり、かつ、相当な手段・方法によって行われたものであることは、上記2のとおりであるところ、本件公園には家族連れを含めた多数の人が来園している状況があり（乙11号証、■■■■16ページ、■■■■20ページ）、そのような中で、制服警察官を含む■■■■署員らが控訴人らの事

情聴取を継続すれば、控訴人らが警察官から事情聴取を受けている者として周囲の耳目を集めるなど控訴人らに不利益が及ぶ蓋然性があった。

また、控訴人らは日本語に精通していなかった上、通訳を名乗り出た[]も訴外男性との間における暴行の容疑で別途聴取を行う必要があり（現に[]署員は[]も[]警察署へ同行している（甲11号証4ページ）。）、本件公園において[]を通じて事情聴取を継続することも相当でなかった。

これらのことからすると、周囲の目もなく雑音も少ない[]警察署の室内に場所を移し、適切な通訳人を介して控訴人らから事情聴取を行う（継続する）ことは、本件滑り台上の状況について事実確認を行う上で必要であり、かつ、相当な手段・方法であったといえる。そして、[]署員が控訴人らを[]警察署へ任意同行するに当たり、明確に、控訴人母の承諾を得ていることは、これまで述べてきたとおりである。

したがって、[]署員が控訴人らを任意同行したことは、警察法2条1項の趣旨に照らし許容されるものである。

4 控訴人らの写真撮影は必要かつ相当なものであったこと

[]署員が控訴人らの写真撮影を行ったことが国賠法上違法なものでないことは、被告準備書面(1)第3の2(1)イ(オ)、被告準備書面(3)第2の2(3)、一審被告準備書面(7)第3の2(1)イ(ウ) cにおいて述べたとおりであり、原判決の判断にも誤りはないが、上記1を踏まえ、この点について更に主張を補充する。

警察署における警察活動は交替制で行われており、発生後に警察官による関与が一旦終了した事案につき、当該事案の後続事案や関連事案が発生した場合、当初の事案に対応していなかった警察官が対応に当たることはままあることである。本件についても、現場では訴外男性が民事訴訟を提起するとの意向を示していたり、本来当事者ではない[]とのトラブルにも発展するなど、やや複雑な様相を呈していたことから、控訴人らから本件当日に事情聴取を行った[][]警部補や[]巡査部長以外の警察官が、後日控訴人ら又は訴外男性の対応

をすることになる可能性があった。

そして、このような場合に、当該事案の概要や背景事情のほか、当事者の容貌を含めたより多くの情報を記録しておくことは有用であって、このために当事者の写真を撮影しておくこと（無論、撮影に際して被撮影者の承諾を得ることは必要であり、本件においても控訴人母の承諾を得ている。なお、控訴人らだけではなく訴外男性及び訴外子の容貌も写真撮影している（18ページ））は、上記のように「身体」等の保護に関わる組織的な対応をとる上で、換言すれば、個人の「身体」等の保護に任ずる警察における対応上、必要なものであり、かつ、合理的な手段・方法であるというべきである（警察において、その時点では刑事事件とはならない当事者間の紛争に関し、当事者の同意を得てその容貌を撮影することは、本件に限らず行われている。裁判例に現れている事例として、東京地裁令和元年9月3日判決・LLI/DB判例秘書、東京地裁令和3年7月2日判決・公刊物未登載（乙17号証）参照。）。

したがって、署員が、警察署において、承諾を得て控訴人らの写真撮影をしたことは、警察法2条1項の趣旨に照らし許容されるものである。

5 警察署における控訴人子からの2回の事情聴取は必要かつ相当なものであったこと

2回に分けて控訴人子から事情聴取した点を含め、警察署において行われた事情聴取に国賠法上の違法がないことは、被告準備書面(1)第3の2(1)ア及びイ、被告準備書面(3)第2の2(1)及び(2)、一審被告準備書面(7)第3の2(1)ア及びイで述べたとおりであり、この点に関する原判決の判断にも誤りはなく、上記1を踏まえ、控訴人らから事情聴取を行うこと自体、警察法2条1項の趣旨に照らし適法なものであったことは、上記2で述べたとおりである。

また、控訴人母は、1回目の聴取において、控訴人子が訴外子を蹴った事実はないと述べるのみで、詳細な状況については「見ていないから分からない」旨の曖昧な回答をしていたのであるから（6ページ）、控訴人子から直

接事情を聴取する必要があり、控訴人母と控訴人子の相互の供述の信用性を評価するため、控訴人母とは個別に控訴人子から単独で事情を聴取する必要もあった。

さらに2回目の聴取の場では、本件滑り台上部の踊り場のアーチ状の部分を両手でつかんでぶら下がって前後に両足を振ったかどうかという質問に対して、控訴人子が「Yes、swing、swing.」などと答えた時に、控訴人母が控訴人子の発言を遮ったといったような状況もあったのであるから（ 7ページ）、控訴人子自身の認識を正しく聴取するために、再度控訴人子から単独で事情を聴取する必要があったことは明らかである。

そして、控訴人母からの承諾を得て実施し、かつ、聴取時間も短時間であるという経緯からして、控訴人子に対する事情聴取が相当性を欠くものでないことは明らかである。

したがって、 署員が、 警察署において、2回にわたり事情聴取を行ったことは、警察法2条1項の趣旨に照らし許容されるものである。

6 訴外男性に控訴人母の個人情報を伝えたことについて

 署員が、訴外男性の要求に基づき、控訴人母の個人情報である連絡先（氏名、住所及び電話番号）を同人の承諾を得て訴外男性に教示したことに国賠法上の違法がないことは、被告準備書面(1)第3の2(2)、被控訴人の原審における令和5年2月17日付け準備書面(4)第2、一審被告準備書面(7)第3の2(2)で述べたとおりであり、原判決の判断にも誤りはないが、この点について主張を補充する。

警察活動において、その時点において刑事事件とはならない当事者間の紛争を認知した場合、当該紛争の円満な解決に資するべく仲裁、指導、助言や紛争解決機関を教示する等、紛争解決に向けた措置を執ることは何ら不合理なものではない（例えば、犯罪行為によって物を奪おうとするのを防止し、物の所有をめぐる争いについて相談を受けた際に対応し得る機関を教示するといった活

動は、個人の生命、身体及び財産の保護という警察の責務に属するとされている（田村正博・全訂警察行政法解説〔第三版〕28ページ）。また、歩行中に肩がぶつかった・ぶつからない、過失により物品を壊した・壊していない等の紛争に警察官が関与した場合には、相互に暴行を加える等の事態に発展することのないよう、警察官が仲裁に入る、一方又は双方に謝罪を促す、紛争解決機関に相談するよう教示するなどの措置が行われていることは、公知の事実といえる。）。

本件においては、控訴人子は当時3歳の幼児であったから、仮に訴外男性が主張する本件滑り台上における控訴人子の行為が存在したとしても、刑事上の責任を負わないことは自明であって、署員が事情聴取を含めた調査をしても、訴外男性のいう控訴人子の行為が確実に存在したものと認めるには至らず、上記のとおり、刑事手続によって当該行為の存否を司法の判断に委ねて解決を図ることも困難であったのであるから、訴外男性が言うように、民事訴訟によって解決を図るというのは一定の合理性があり、紛争の円満な解決方法の一つである民事訴訟の手続を進めたいという当事者の意思を尊重し、民事訴訟を提起するために必要な控訴人母の住所、氏名を含む個人情報をも訴外男性に提供することは、当該紛争の解決に向けた措置として不必要なものであったとは認められない。

そして、本件は民事訴訟での解決が期待できるものであり、訴外男性への連絡先等の教示の可否について問われた控訴人母も「トラブルが終わらないから仕方ない」「裁判になれば仕方ない」と述べてこれを承諾したのであるから（乙12、13号証、9、10、17、18、22ページ、7ページ）、警察として、双方見解の異なる訴外男性と控訴人母間で解決を試みた際に更なるトラブルが発生しないよう、民事訴訟を提起するという訴外男性の意向に沿って控訴人母の住所、氏名及び電話番号を教示することは、相当性を欠くものでもない。

したがって、署員が訴外男性に控訴人母の個人情報を教示したことは、警察法2条1項の趣旨に照らしても許容されるものである。

第2 乙14号証について

- 1 控訴人らは、乙14号証（110番通報に係る記録）には作成日として令和3年7月6日と記載されており、手書きの記載も含まれていることから、作為的な編集がされている可能性が否定できない旨主張する（2024年11月14日付け控訴審第1準備書面第2の5・9及び10ページ）。

しかしながら、乙14号証は、本件当日に作成された「110番処理簿」に記載された情報と同一の情報を110番処理に係る端末を用いて令和3年7月6日に印字した、というだけのものであって、本件当日に作成した内容を編集するなどした事実はない。以下この点について説明する。

- 2 警視庁において、110番通報を受理した警察署長等は、直ちに必要な措置を執り、その処理結果を速やかに警視庁地域部通信指令本部長に連絡するとともに、地域部長が別に定める「110番処理簿」を作成しなければならないとされている（警視庁警察通信規程53条2項。乙18号証。なお、警視庁地域部長が定めている110番処理簿の様式については、乙19号証のとおりであって、保存期間については1年保存と定められている。）。

また、警視庁において、東京23区内からの110番通報は、警視庁本部庁舎内の指令センターにおいて係員が通報内容を電子端末画面上（乙20号証中でヘッドセットを装着した女性係員が使用している端末のことを指す。）に手書きでメモを取りながら聴取し、当該手書きメモの文字情報は、警察署のモニターにも表示されるほか、110番処理簿の「【事件内容及び犯人等】」及び「【訴出人等】」欄に自動的に反映される（乙20号証。なお、電子端末画面上の手書きメモの文字情報を印字出力したものが乙19号証別記様式第1の「110番聴取用紙」である。）。

そして、110番通報に係るシステム上、110番処理簿の「処理結果報告時刻」時点において入力した情報は、翌開庁日の午後11時59分59秒以降は変更することができず、110番処理簿と同一の情報は、当該110番処理簿の保存期間内に限り、110番通報に係るシステムを用いて印字出力することが可能であり、印字出力した用紙の右上には、印字出力日が自動で印字される仕様となっている。

- 3 つまり、本件当日に訴外男性がした110番通報に係る110番処理簿が作成され、署で保管されていたところ、当該110番処理簿は保存期間（令和5年3月31日まで）を経過したことに伴い既に廃棄されている。そして、その一方で、署員は、令和3年7月5日付けで控訴人らが苦情を申し立てたことに伴い、本件当日に訴外男性がした110番通報に係る110番処理簿と同一内容の記録（乙14号証）を、令和3年7月6日に、110番通報に係るシステムを用いて印字したものである（このため乙14号証には右上に「令和3年7月6日」と記載されている。）。

また、乙14号証中の手書きの文字情報（「【事件内容及び犯人等】」及び「【訴出人等】」欄）は、本件当日に訴外男性がした110番通報を受理した指令センター係員が、通報内容を聴取しながら電子端末上に手書きで記載したメモの文字情報が自動的に反映されたものであって、事後的に加筆等された事実はない。

したがって、乙14号証に記載された情報は、本件当日に作成された110番処理簿のそれと同一の内容である。

以 上